

My Room Plan
マイルームプラン
(新・家財総合保険＋
賠償責任保険)

保険ハンドブック

CHUBB®

借用住宅ご入居の皆様に

- 【修理費用拡張補償特約】
追加で更なる安心をご提供
いたします。

Index

I. 商品のご案内	2
II. 重要事項説明書 契約概要	9
III. 重要事項説明書 注意喚起情報	13
IV. 普通保険約款・特約	18

もしも事故にあわれたら…
ただちに、ご連絡ください。

マイルームプラン事故受付
サービス・ダイヤル

0120-715-015

事故対応時間：平日 9:00～17:00

※上記時間帯以外、土日・祝日・年末年始は
事故報告の受付のみ行っています。

転居に伴う保険解約のご連絡
保険に関してのご相談・ご要望

0120-103-083 (サービス・ダイヤル)

受付時間：平日 9:00～17:00

※土日・祝日・年末年始を除きます。

引受保険会社

Chubb 少額短期保険株式会社

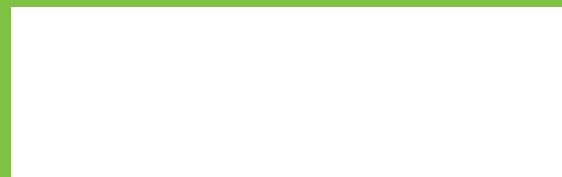
2016年10月1日、「エース賃貸少額短期保険株式会社」
から社名変更

〒141-0001 東京都品川区北品川 6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山 <http://ssi.chubb.com>

Chubb. Insured.™

取扱代理店



2016年度10月

SY100-1609 (改)

マイルームプランは
借用住宅にお住まいの方を対象とし、
万一事故が起こった時のための家財の保険と
賠償責任保険の2つをセットした保険です。
借用住宅ご入居の皆様を取り巻くリスクに対応した
補償を提供します。

I. 商品のご案内 新・家財総合保険

万一の事故のとき、お客様の大切な家財をお守りする保険です。火災・爆発・盗難などの事故による家財の損害保険金に加え、各種保険金をお支払いします。

1. 損害保険金

以下の事故により、お住まいの家財が損害を被ったときに損害保険金をお支払いします。

① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊	⑤ 給排水設備に生じた事故による水ぬれ
⑥ 騒じょう・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	⑦ 風災、ひょう災、雪災	⑧ 水災	⑨ 家財・通貨の盗難	⑩ 持ち出し家財

保険の対象となるもの 保険契約証・継続証記載の借用住宅（敷地内）に収容されている家財。

2. 損害保険金のお支払いは…

再調達価額によって定めた損害の額を、家財保険金額を限度にお支払いします^{※1}。再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます^{※2}。

3. 費用保険金

事故に伴う諸費用もお支払いします。

⑪ 残存物取片づけ費用 ①～⑧の事故により、損害保険金が支払われるとき、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。ただし損害保険金の10%を限度とします。	⑫ 失火見舞費用 ①または③の事故により、第三者の所有物を滅失、毀損または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます）させたとき、被災世帯の数×1被災世帯あたりの支払額（10万円）をお支払いします。ただし、1事故につき保険の対象の保険金額の20%を限度とします。
⑬ ドアロック交換費用 ドアロックの交換または修理に要した額をお支払いします（警察署あてに被害届を提出し、受理された場合に限りです）。ただし、1事故につき、1敷地内ごとに3万円を限度とします。	⑭ 臨時宿泊費用 ①～⑧の事故により損害保険金支払われる場合で、被保険者が保険契約証記載の借用住宅の代替として宿泊施設等を臨時使用した場合の宿泊費を負担することによって被る損害に対して臨時宿泊費用保険金をお支払します。借用住宅が事故発生直前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用（臨時宿泊費用の実費）に限りです。ただし、1室1泊につき2万円かつ14泊までとし、1事故につき20万円を限度とします。

※1 保険金額（ご契約金額）がお支払いの限度となります。※2 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品は、明記しなくとも自動的に保険の対象に含まれます。ただし、1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。また、お支払する保険金は時価額（保険価額）が基準となります。

4. 修理費用保険金

⑮ 修理費用保険金	
(1) ①～⑦および⑨の事故により借用住宅に損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の負担で現状回復した場合の現状回復費用	(3) 借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害の現状回復費用
(2) 借用住宅の専用水道管の凍結による損壊の原状回復費用	(4) 借用住宅に備え付けられた洗面台の洗面ボウル破損による損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の負担で現状回復した場合の現状回復費用

5. 賠償責任保険

借用住宅を火災などで損壊した場合の大家さんへの賠償責任と、日常生活での事故による第三者への賠償責任の補償をセットしました。

⑯ 借家人賠償責任

被保険者の借用する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。

火災を起こし、大家さんに賠償しなければならなくなった。

⑰ 個人賠償責任

日本国内において、被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。なお、他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。

洗濯機のホースが外れ、階下の入居者の家財を水浸しにした。

飼い犬のリードが切れて他人を怪我させた。

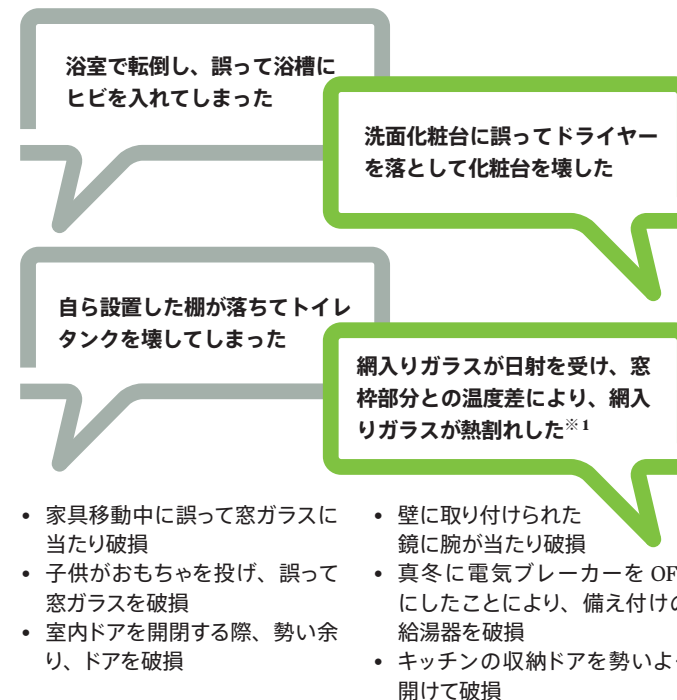
自転車で歩行者へ衝突した。

6. 特約 ※任意付帯：契約者の希望で付帯（セット）できる特約です。

⑳ 修理費用拡張補償特約

不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害について、被保険者がその家主との間で締結した賃貸借契約等に基づきまたは緊急的に、これらを損害発生直前の状態に復旧させるために要した費用を負担した場合にお支払いします。

保険金をお支払いする主な事例



保険金をお支払いできない主な事例

浴室の排水蓋が老朽化により割れた	借用住宅の自然損耗により生じた損害は補償対象外です。(特約条項第5条(2)②)
タバコの火が灰皿から落ち、床を焦がしてしまった	借用住宅の使用・機能に支障がない汚損、すり傷、かき傷等は補償対象外です。(特約条項第5条(2)⑧)
結露によりクローゼット内にカビが生えた	カビによる損害は補償対象外です。(特約条項第5条(2)②)
ペットが借用住宅の壁に傷をつけてしまった	ペットによる損害は補償対象外です。(特約条項第5条(2)⑩)
雨漏りで壁や天井にシミができてしまった	建物の欠陥による雨漏等による損害は補償対象外です。(特約条項第5条(2)③、⑩)
退去立会時に壁のやけ・襖の破れ・壁紙のはがれを発見した	借用住宅の明け渡しの際に発見された、畳・壁紙・襖・障子・床等の損害は補償対象外です。(特約条項第5条(3)①)
網入りガラス内部の鉄線自体の損耗やサビにより膨張して窓ガラスが割れてしまった	損耗やサビによる損害は補償対象外です。(特約条項第5条(2)②)

※1 網入りガラスが日射を受け照射部分の温度が上昇し、窓枠部分との温度差によりガラスが破損することがあります。これが一般的に熱割れと呼ばれる現象です。

7. マイルームプラン(新・家財総合保険+賠償責任保険)概要

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金
新・家財総合保険 損害保険金	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑤ 給排水設備に生じた事故による水ぬれ ⑥ 騒じょう、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	保険期間中に生じた左記の事故により保険の対象に損害が生じたとき 再調達価額によって定めた損害額 (保険金額が限度)
	⑦ 風災、ひょう災、雪災	家財を収容する借用住宅が直接の被害を受けた場合で、かつ家財の損害額が再調達価額で 20 万円以上となった場合
	⑧ 水災	(1) 保険の対象に再調達価額の 30% 以上の損害が生じた場合 (2) (1)に該当しない場合において、家財を収容する借用住宅が、床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
	⑨ 盗難	イ. 家財 ロ. 通貨
⑩ 持ち出し家財	一時的に持ち出した家財が日本国内の他の建物内において、次のいずれかに該当する損害が生じた場合は、その損害に対して、損害保険金を支払います。 (1) 保険金をお支払いする場合の①～⑥の事故によって生じた損害 (2) 保険金をお支払いする場合の⑦によって生じた損害。ただし、損害の額が再調達価額で 20 万円未満のときは、損害保険金を支払いません。 (3) 保険金をお支払いする場合の⑨によって生じた損害 (通貨・乗車券等の盗難の場合を除きます。)	再調達価額によって定めた損害額 (1 事故につき 50 万円または保険金額の 20% に相当する額のいずれか低い額が限度)
費用保険金	⑪ 残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取り片づけに必要な費用の額 (損害保険金の 10% が限度)
	⑫ 失火見舞費用	被災世帯の数×1被災世帯あたりの支払額 (10 万円) (1 事故につき保険の対象の保険金額の 20% に相当する額を限度)
	⑬ ドアロック交換費用	ドアロックの交換に要した費用 (1 事故につき、1 敷地内ごとに 3 万円を限度) (2)(3) 共通 所轄の警察署に盗難被害の届出をし受理されたことが条件

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金
賠償責任保険	⑭ 臨時宿泊費用	保険金をお支払いする場合の①～⑧の事故により保険金が支払われるとき、被保険者が保険契約証記載の借用住宅の代替として宿泊施設等を臨時に使用した場合の宿泊費用を負担することによって被る損害に対して臨時宿泊費用保険金を支払います。ただし、借用住宅が事故発生直前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用に限ります。
	⑮ 修理費用	(1) 保険金をお支払いする場合の①～⑦および⑨の事故により損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被る損害に対し、修理費用保険金を支払います。 (2) 保険の対象を収容する借用住宅の専用水道管が凍結によって損壊を受け、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分の専用水道管にかかわる修理費用は支払いません。 (3) 借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害について、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用で、被保険者の同居人、賃貸借契約における被保険者の連帯保証人本人および法定相続人が負担することによって被る損害に対して、修理費用保険金を支払います。 (4) 保険契約証記載の借用住宅に備え付けられた洗面台の洗面ボウルに破損による損害が生じ、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被る損害に対して、修理費用保険金を支払います。
	⑯ 借家人賠償責任	被保険者の借用する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき
	⑰ 個人賠償責任	日本国内において、被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ※他人からの借り物や預り物の損害に対する賠償責任は補償の対象とはなりません。
新・家財総合保険 特約	⑱ 修理費用拡張補償特約	当会社は、普通約款第 50 条 (修理費用保険金を支払う場合) (1) から (3) までに掲げる事故以外の不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害について、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等に基づきまたは緊急的に、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被る損害に対して、この特約条項および普通約款に従い、修理費用拡張補償保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合ならびに普通約款第 50 条 (修理費用保険金を支払う場合) (1) から (3) までの修理費用保険金が支払われる場合を除きます。
	⑲ ガラス、洗面化粧台、浴槽および便器の損害に対して、その損害の額。(1 事故につき、1 敷地内ごとに 100 万円を限度) (2) その他不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害に対して、その損害の額から保険契約証記載の免責金額を差し引いた額。(1 事故につき、1 敷地内ごとに 100 万円を限度)	

(注 1) ①～⑯までの支払保険金の合計額は、保険契約証記載の保険金額が限度となります。また、保険期間中 1,000 万円を支払限度とします。

(注 2) ⑰借家人賠償責任と⑱個人賠償責任の支払保険金の合計額は 1 事故 / 保険期間中 1,000 万円が限度となります。

⑲ ガラス、洗面化粧台、浴槽および便器の損害に対して、その損害の額。(1 事故につき、1 敷地内ごとに 100 万円を限度) (2) その他不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害に対して、その損害の額から保険契約証記載の免責金額を差し引いた額。(1 事故につき、1 敷地内ごとに 100 万円を限度)

(注 3) 特約は契約者の希望で付帯 (セット) できます。特約の付帯された保険料は、別冊「マイルームプランの販売プランと引受保険金額一覧」の「販売プランと引受保険金額修理費用拡張補償特約付」を参照ください。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの方の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 家財の紛失、置き忘れ
- (3) 借用住宅が所在する敷地内の外での事故
- (4) 持ち出し家財である原動機付自転車、自転車の盗難
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (7) 給排水設備自体に生じた損害、ただし修理費用拡張補償特約については除く
- (8) 核燃料物質、放射能汚染に起因する事故
- (9) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (10) 借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触詳しくはマイルームプラン普通保険約款・特約を参照ください。

9. ご契約の対象とならないもの

次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- (1) 船舶（注1）、航空機および自動車（注2）ならびにこれらの付属品（注3）
- (2) 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- (3) 義歯、義肢またはコンタクトレンズその他これらに類する物
- (4) 動物および植物等の生物
- (5) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- (6) テープ、カード、ディスク等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- (7) 被保険者の業務の用に供される物および商品
- (8) その他保険契約証に保険の対象に含まれない物として記載された物
(注1) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。
(注2) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下の物をいいます。
(注3) 本体から取り外してあるタイヤ、ホイールおよびその他の部品を含みます。

10. クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人のご契約につきましては、ご契約の撤回または解除を申し出ることができる「クーリングオフ制度」がございます。

11. 賠償事故の場合

被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、事前にご相談ください。当会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

II. 重要事項説明書 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または当会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

マイルームプランは借用住宅にお住まいの方を対象とした新・家財総合保険と賠償責任保険をセットした保険です。新・家財総合保険は、保険申込書に記載した借用住宅に収容されている「被保険者の家財」を保険の対象として、火災など偶然な事故により、保険の対象が損害を受けたときに保険金をお支払いします。賠償責任保険は、被保険者が、失火等により借用住宅を損壊し、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき、ならびに被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

2. 被保険者(補償の対象となられる方)

保険契約証に記載する借用住宅に入居する次の方をいいます。

- (1) 保険契約者が個人の場合
ア．保険契約証記載の被保険者 イ．アと生計を共にする親族
ウ．アの同居人
- (2) 保険契約者が法人または個人事業主（以下、法人等といいます。）の場合
エ．法人等の役員または使用人（注） オ．エと生計を共にする親族
カ．エの同居人
(注) ただし、保険契約証の被保険者がエ以外の場合（以下、記名被保険者といいます。）は、上記エを記名被保険者と読み替えて適用します。

3. 新・家財総合保険の補償内容

- (1) 主な支払事由（損害保険金をお支払いする場合）
保険金をお支払いする主な事故は次の通りです。詳細は普通保険約款でご確認ください。
< 家財保険金 >
保険の対象は、日本国内に所在し、保険契約証記載の借用住宅が所在する敷地内に収容され、かつ、被保険者が所有する家財とします。
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④建物外部からの物体の衝突
⑤給排水設備に生じた事故に伴う漏水による水ぬれ ⑥騒じょう・労働争議に伴う暴力行為 ⑦風災・ひょう災・雪災 ⑧水災（注1） ⑨盗難（注2） ⑩持ち出し家財の損害
(注1) 「水災」については、損害額が再調達価額の30%未満でかつ床上浸水にいたらなかった場合、または地盤面より45cmを超える浸水を被らなかった場合は補償の対象外となります。
(注2) 「盗難」については、1事故につき、1敷地内ごとに、支払限度額は、通貨10万円、乗車券等5万円、家財50万円となります。
< 費用保険金 >
①残存物取片づけ費用保険金 ②失火見舞費用保険金
③ドアロック交換費用保険金（いたずら含む） ④臨時宿泊費用保険金
< 修理費用保険金 >
① 損害保険金で支払われる場合の①～⑦および⑨の事故により借用住宅に損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用で原状回復した場合の原状回復費用
② 借用住宅の専用水道管の凍結による損壊の原状回復費用
③ 借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害の原状回復費用（被保険者の死亡により保険金請求権者（注）が見つからない時には保険金が支払われない場合があります。また、保険金をお支払いするために当会社あるいは当会社の委託先が保険金請求権者の調査を行う場合があります。）
(注) 他の被保険者・被保険者の賃貸借契約上の連帯保証人本人・法定相続人
④ 借用住宅に備え付けられた洗面台の洗面ボウルに破損による損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用で原状回復した場合の原状回復費用
※それぞれの保険金の合計額は、保険契約証記載の保険金額または支払限度額が限度となります。ただし、保険期間中1,000

万円を支払限度とします。

次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- 船舶（注1）、航空機および自動車（注2）ならびにこれらの付属品（注3）
- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- 義歯、義肢またはコンタクトレンズその他これらに類する物
- 動物および植物等の生物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 被保険者の業務の用に供される物および商品
- その他保険契約証に保険の対象に含まれない物として記載された物
（注1）ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。
（注2）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下の物をいいます。
（注3）本体から取り外してあるタイヤ、ホイールおよびその他の部品を含みます。

(2) 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

- この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款に記載されておりますので、ご参照ください。
- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失、法令違反
 - ② 保険の対象の紛失、置き忘れ
 - ③ 借用住宅の屋外での盗難事故
 - ④ 持ち出し家財である原動機付自転車、電動自転車、自転車の盗難
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは、核燃質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ 雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来。土砂崩れ。
 - ⑧ 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害（火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害を含む）

4. 賠償責任保険の補償内容

- (1) 支払事由（保険金をお支払いする場合）
保険金をいする事故は次の通りです。詳細は普通保険約款でご確認ください。
<借家人賠償責任>
被保険者が借用する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂・爆発により損壊した場合において、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。
<個人賠償責任>
日本国内において、被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った時に保険金をお支払いします。ただし、他人からの借りた物や預った物の損害に対する賠償責任は補償の対象とはなりません。
- (2) 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）
この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をいしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款に記載されておりますので、ご参照ください。
<賠償責任保険共通>
 - ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。）または指図
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
<借家人賠償責任>
 - ① 借用住宅の改築、増築、取り壊し等の工事。（ただし、被保険者が自己の労力をもって行なった仕事による場合はこの限りではありません。）
 - ② 被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ③ 被保険者が借用住宅を貸主に引渡した後に発見された借用住

宅の損壊に起因する損害賠償責任

<個人賠償責任>

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 日常生活に起因する事故で被保険者ならびに同居の親族以外の同居人が起した損害賠償責任（契約者が法人の場合の無記名被保険者も同様となります）
- ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（ただし、被保険者が家事使用

人として使用する方を除きます。）

- ⑥ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- ⑧ 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

5. 引受条件(保険金額等) 家財保険金額加入の目安【再調達価額(新価)】

家財の保険金額（ご契約金額）の設定については、下表「家財保険金額加入の目安【再調達価額（新価）】」を参考に設定ください。再調達価額（新価）とは、同様なものを新たに購入するのに必要な金額をベースにした評価額のことです。

- (1) 新・家財総合保険の損害保険金・費用保険金・修理費用保険金・修理費用拡張補償特約保険金の支払保険金の合計額は、1回の事故により保険契約証記載の保険金額が限度となり、その保険金支払いの原因となった損害が発生したときに終了します。また、保険期間中の累積で1,000万円を支払限度とします。

家財保険金額加入の目安【再調達価額(新価)】 単位：万円	家族構成										独身世帯	
	2名		3名		4名			5名				
	夫婦のみ	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦		
	—	小人1名	—	小人2名	小人1名	—	小人3名	小人2名	小人1名	—		
世帯主年齢	25才前後(含未満)	400～730	430～780	460～850	480～880	520～960	550～1,000	540～1,000	570～1,000	610～1,000	640～1,000	200～400
	30才前後	500～930	560～1,000	600～1,000	620～1,000	650～1,000	690～1,000	670～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	
	35才前後	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	
	40才前後	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	
	45才前後	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	
50才前後(含以上)	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000	690～1,000		

- ① 世帯主（生計の中心となる者）の年齢、家族構成より、上表の世帯主の年齢（縦の列）、家族構成（横の列）の交差するところを当該世帯の家財保険金額ご加入の目安とします。
- ② 上記手順により算出した家財保険金額はご加入の目安です。実態を総合的に判断し保険金額を決めてください。
- ③ 33m²前後のアパートまたは小住宅については、上記手順により算出した家財保険金額の60%相当額とします。

ご注意ください！ 家財保険金額加入の目安【再調達価額（新価）】に含まれていません。

- ④ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は1個、1組または1対について30万円をこえるものは30万円を限度とお考えください。
- (2) 賠償責任保険の借家人賠償責任と個人賠償責任の事故が同時に発生した場合の支払保険金の合計額は、1事故につき1,000万円が限度となります。また、支払保険金の合計額は、1事故/保険期間中の累積で1,000万円を限度とします。

6. 主な特約

この保険にセットできる特約を案内します。主なものは、次のとおりです。明細は普通保険約款でご確認ください。

- (1) 修理費用拡張補償特約
 - ① 概要
修理費用拡張補償特約は、新・家財総合保険普通保険約款第50条修理費用保険金を支払う場合の(1)～(3)に掲げる事故以外の不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害について、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等に基づき、または緊急的に、これらを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担した場合にするものです。
 - ② 引受条件
マイルームプランとセットでの契約となります。修理費用拡張補償特約のみの中途付帯、中途解約はできません。
 - ③ 特約期間
修理費用拡張補償特約の期間は、1年または2年で、マイルームプランの保険期間と同一になります。
- (2) 継続特約
この特約は、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意のある保険契約に付帯し、保険契約者より前年度契約の満了3ヶ月前までに別段の意思表示がない場合に、当該契約が前年度契約の満了する日の内容と同一の内容で、継続するものとみなすものです。

- (3) 通信販売特約
この特約は、保険契約者が通信媒体によって保険の内容を理解のうえ保険契約申込書を直接、当会社または代理店に送付してきた場合に締結する保険契約に付帯し、保険契約者が保険料を当会社または代理店の指定する期限に指定の金融機関または場所に払い込むことによって保険契約の効力を生じさせるものです。

7. 保険期間

保険期間は1年または2年です。
保険期間は保険期間開始日の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
※保険期間が始まった後であっても、代理店または当会社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

8. 保険料の払込方法

保険料のお支払いについては、ご選択いただいた加入コースの保険料全額をご契約時に一括してお支払いください。

9. 保険料に関する事項

- (1) 保険期間中において、保険金の支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険金を削減して支払うことがあります。

10. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

11. 解約(解除)返還保険料

ご契約後、転居などに伴い、保険契約を解約される場合、保険契約者からの解約の申し出日を基準として次の計算式によって算出した保険

料を返還します。保険契約の解約(解除)は、将来に向かってのみその効力を生じます。(約款第15条保険契約解除の効力)

$$\text{返還保険料} = \text{保険料} \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数(注)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注) 月数の計算における1ヶ月未満の端数は、1ヶ月に切り上げるものとします。

転居に伴う保険解約のご連絡・お問い合わせ

0120-103-083 (サービス・ダイヤル)

受付時間：平日9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

12. その他

- (1) この保険契約は保険料控除制度の対象外です。
- (2) ご契約いただきました保険期間内に、同一の借用住宅内の家財を保険の対象とした複数の契約を当会社に申し込むことはできません。重複が判明した場合は、いずれかの契約を無効とします。

III. 重要事項説明書 注意喚起情報

ご契約に際して、保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。＊の項目は特にご注意ください。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(お申込みの撤回等)について

- (1) ご契約の申込み後であっても次の通りご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。
 - ① クーリングオフは、ご契約を申込みの日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。

- ② クーリングオフの手続きは、取扱代理店ではできませんので、当会社の下記本社宛に必ず書面等にてご連絡ください。

《宛先》

〒141-0001

東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

Chubb 少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

《記載事項》

- ① クーリングオフする旨の記載
 - ② 保険契約者の氏名(押印)、住所、連絡先電話番号
 - ③ 契約申込日
 - ④ 契約の保険種類
 - ⑤ 保険契約証番号または領収証番号
 - ⑥ 取扱代理店・扱者、または当会社営業部店
- ③ クーリングオフされた場合には、既にお払い込みになった保険料は速やかにお返しします。
ただし、ご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払い頂く場合がございます。また、当会社および当会社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。
- (2) 次の契約はクーリングオフできませんのでご注意ください。
- ① 保険期間が1年以下のご契約
 - ② 営業または事業のためのご契約
 - ③ 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
 - ④ 質権が設定された契約
 - ⑤ 第三者の担保に供されている契約
 - ⑥ 通信販売特約により申し込まれたご契約

2. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)*

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険申込書に記載する事項のうち、項目に☆印を付した保険契約にかかわる特に重要な事項(告知事項)について、正しくお申込みいただく義務(告知義務)があります。
- (2) ☆印の項目について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、当会社はこの保険契約を解除することがあり、その場合、解除前に発生した損害についても保険金をお支払いしない場合があります。
[告知事項]
 - ①家財を収容する借戸室の用途
 - ②借戸室の所在地
 - ③被保険者の氏名
 - ④被保険者の生年月日
 - ⑤他の保険契約の有無

3. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)*

- 保険契約者または被保険者には、ご契約後に契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、遅滞なく、当会社にご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - 保険の対象を収容する建物の用途を変更したこと
 - 保険の対象を他の場所に移転したこと
 - ①および②の他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
 - この保険契約と重複する保険契約を締結したとき
- (1)の事実の発生によって、危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、当会社はこの保険契約を解除することがあります。

4. 補償の開始時期*

補償は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
※保険期間が始まった後であっても、代理店または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
※保険料は、ご契約と同時に払い込みください。(保険料払込猶予期間はありません)

5. 保険金をお支払いできない主なもの(免責事由)

契約概要3新・家財総合保険の補償内容(2)主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)、4.賠償責任保険の補償内容(2)主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)および普通保険約款に免責事由の明細が記載されていますので参照ください。

6. 保険料の払込猶予期間

継続特約、通信販売特約が付された継続契約に関しては、継続保険料を払い込むべき当社所定の払込期日の属する月の翌月末までに払い込みを怠った場合は、継続契約の保険期間が始まったときから継続契約を無効とします。

7. 被保険者の転居の場合のお手続き*

保険契約証記載の被保険者の方が保険契約証に記載の借用住宅から他へ転居される場合、次のいずれかの手続きをお願いいたします。この場合、当会社窓口にご連絡ください。

- 当会社にお申し出いただき、転居先をあらたに保険契約上の借用住宅としてご指定ください。転居先が居住用の借用住宅である場合に限り、この手続きをお取りいただけます。
- 転居前の保険契約をご解約いただく方法もあります。

8. 保険契約者の住所変更等*

ご契約後に保険契約者の住所を変更される場合には、遅滞なく、当会社にご通知ください。ご通知にもとづき、ご契約内容の変更手続きをお取りいただけます。

9. 重大事由による解除*

次のような重大事由によりご契約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- 詐欺を行った場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき、また、保険契約者が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配または経営に実質的に関与している場合、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合、などが認められる場合

10. 保険契約の失効

次の場合、この保険契約は失効し、以後に生じた事故に対して保険金をお支払いできません。以後の期間に関する保険料をお返しする場合もありますので、お申し出ください。

- 借用住宅内の家財が全部滅失した場合
- 保険の対象の全部が譲渡された場合

11. 引受保険会社が経営破綻した場合

- 保険契約を引き受けている少額短期保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返戻金の支払金額が削減されることがあります。また、「損害保険契約保護機構」による保護、および保険業法第279条の3(保険契約移転等における資金援助)第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。
- 当社が破産手続開始の決定を受けた時は、保険契約者は保険契約を解除することができます。
- 保険契約者が(2)の解除をしなかった時は、この保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

12. 被保険者の制限(複数契約の禁止)*

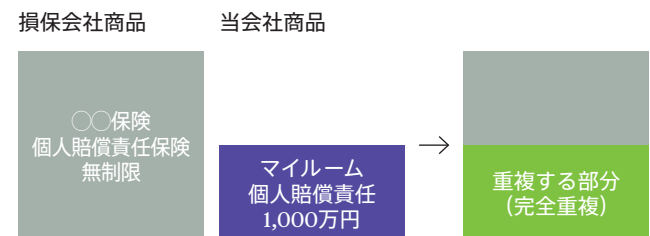
この保険契約の記名被保険者は、当社の他の保険契約に重複して契約することはできません。また、当社の他の保険契約の記名被保険者と同居する「無記名被保険者」についても同様といたします。この保険契約の無記名被保険者が当該借用住宅に同居しなくなった場合、または、当該借用住宅を生活の本拠として居住しなくなった場合、この保険契約の被保険者ではなくなります。
※「記名被保険者」：保険契約証記載の借用住宅に居住する保険契約証記載の入居者
「無記名被保険者」：「記名被保険者」と借用住宅に同居する方
※法人等が保険契約者である場合、役員または従業員が居住される場合には、当社の他の保険契約にご加入されていないことをご確認ください。万一、当社の他の保険契約の被保険者であった場合には、保険金のお支払いができません。

13. 指定紛争解決機関

当社との間で問題解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただけます。
0120-821-144(フリーダイヤル)
受付時間：月～金 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

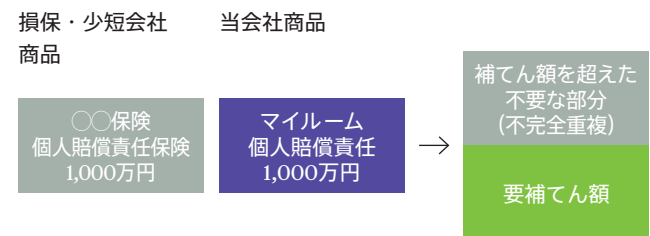
14. 補償重複に関して

- 補償重複とは
複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいいます。なお、補償内容が完全に同一となるケースだけでなく、一部が重複するケースも含まれます。
※同種の補償とは隣接業界も含めたものとなります。
- 補償の対象者
補償(特約)によっては、本人の配偶者や同居の親族など、被保険者本人以外が対象となる場合があります。これら本人以外の被保険者についても他の同種の補償が付保されている場合、同様に補償重複となりますのでご注意ください。なお、親族が被保険者と異なる場合は、商品により「同居」の親族か「別居」の親族かによって対象が異なることもありますのでご注意ください。
- 補償重複の主な例
例1 同一の補償(特約)がセットされている場合で、一方の補償が無制限の場合



重複した部分からの保険金は支払われないので、その分の保険料が無駄になる

- 例2 同一の補償(特約)がセットされている場合で、補償合算額が要補てん額を超える場合



2つの補償の合計額が補償金額となるが、要補てん額を超過した場合、その分の保険料は無駄になる

- (4) 補償重複となる可能性がある主な補償（特約）
実損てん補の補償が重複する可能性がある主な補償（特約の例です）

保険種類	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約例
家財	個人賠償責任※ ¹	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約
	借家人賠償責任	傷害保険の借家人賠償責任補償特約
	持ち出し家財	傷害保険等の携行品損害補償特約、生活用動産補償特約
	支払用カード・個人情報不正使用被害等保証特約	自動車保険の支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約

※¹ 個人賠償責任補償等については、商品により補償範囲が「国内のみ補償」と「国内外補償」と相違する場合がありますが、この場合であっても補償重複となります。補償名称は一般的にある名称としています。

15. お客様に関する情報の取扱いについて

当社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報（保険業の適切な業務運営を確保する為に必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 主な利用目的について
- ① 当会社または当会社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
 - ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - ③ 適切な保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - ④ 適切な保険金・給付金の支払
 - ⑤ 新たな商品・サービスの開発、問合わせ・依頼等への対応
 - ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行する為の業務
 - ⑦ 統計資料の作成
- (2) 第三者への情報提供について
- 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意がなく第三者に個人情報データベースを構成する個人情報を提供しません。
- ① 法令に基づく場合
 - ② 当会社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - ③ 当会社のグループ会社・提携先企業、保険会社および関係省庁との間で共同利用を行う場合

- ④ 再保険（再々保険以降の出再を含みます。以下『再保険』といいます。）の為、本契約に関する情報を再保険取引会社に提供する場合
- ⑤ 不適切な保険取引や保険金支払を未然に防ぐ為の他の保険会社との間の情報交換
※詳細は当会社プライバシー・ポリシー（当会社ホームページ <http://ssi.chubb.com>）をご覧ください。

16. 支払情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考にすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

17. その他法令などご注意いただきたい事項について

- (1) 当会社がお引き受け可能な保険契約
- ① お引き受け可能な保険期間は2年までとなっております。
 - ② 保険金額は1被保険者あたり1,000万円までとなります。ただし、保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険は別枠で1,000万円までお引き受けしています。
 - ③ 1契約者の引き受け可能な被保険者の総数は100名までとなります。
- (2) 保険期間中において、保険金の支払が増加し保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当会社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

18. その他 注意事項

- (1) **事故にあわれた場合には、当会社の損害サービスセンターへもしも事故にあわれたら…ただちに、ご連絡ください。**

- 0120-715-015（サービス・ダイヤル）
 - 受付時間：年中無休・24時間受付
- なお、当会社が事故に対する初期対応等、受付以外の業務を行うのは、下記の時間帯に限らせていただきます。
- 営業時間：月～金 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く
- (2) **当会社の保険に関して、ご相談・苦情・要望等のお問い合わせ**
保険の内容に関するご不満・ご要望のお申し出はお客様相談室が承ります。
- 0120-103-083（サービス・ダイヤル）
 - 受付時間：月～金 9:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く
- (3) **保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更、転居の場合のご連絡先**
保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更（契約者の変更はできません）、退去に伴う解約または転居による住所変更など、必ず契約者ご本人が、当会社窓口（下記サービス・ダイヤル）へご連絡ください。なお、保険契約の解約は、当会社に連絡をいただいた日以降が解約日となりますのでご注意ください。
- 0120-103-083（サービス・ダイヤル）
 - 受付時間：月～金 9:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く
- (4) **一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）**
当会社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当会社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。
- 0120-821-144（フリーダイヤル）
 - 受付時間：月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く
- (5) **再保険に関して**
当社は、当会社が保有する保険契約について再保険の手配をしています。
- ※再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るために、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に移転させる保険のことをいいます。
- (6) **損害保険料控除制度の廃止**
平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止されました。この保険契約は、保険料控除制度の対象外です。